

2023年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2023年11月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	管理部 総務課	2023年 6月12日	長崎県五島振興局冷暖房関係機器保守業務委託	1,709,400	長崎市万才町3番5号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社長崎支店 支店長 浅野 学	本委託業務は、長年にわたり1者応札が続いてきた。令和2年度は、平成26年11月14日付会計課長通知「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、仕様を見直すことで新規事業者の参入を図ったが、結果は1者応札であった。 これ以上の仕様の見直しは困難であることから、令和3年度より随意契約へ移行する方針を決定しているため。	第167条の2第1項 第2号
2	五島振興局	建設部 河港課	2023年 5月30日	5五砂メ第1 - 2号 矢ノ口川外砂防メンテナンス工事(立木売却益調査業務委託)	1,034,000	諫早市貝津町1122番地6 長崎県森林組合連合会 代表理事会長 八江 利春	当業務は、工事区域内にある立木について、対象となる立木の売却予定額及び売却処分に係る経費及び廃棄を要する材の材積を算出する業務であり、立木を伐採し撤去する費用を算出するのみならず、その立木の市場価格を算出する業務であるため、伐採搬出に当たっての林業の専門的知識及び木材市場価格にも精通している必要がある。 このため、当該業務は県内全域にわたって実施されるため、その算定に当たっては、県内で統一的な視点による算出が求められ、経験も豊富な長崎県森林組合連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
3	五島振興局	建設部 河港課	2023年 6月1日	五島振興局建設部河港課監督補助業務委託	12,100,000	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	本業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えいの防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けない委託先であることが求められる。 よって、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
4	五島振興局	建設部 河港課	2023年 6月23日	五島振興局建設部河港課積算業務委託	4,180,000	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
5	五島振興局	建設部 河港課	2023年 7月3日	五島振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	1,773,200	大村市池田2丁目1311番地3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行わせる基礎となるため、統一性、信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要がある。このため請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	五島振興局	建設部 道路課	2023年 5月11日	5 五道緑第3号 一般国道384号外4線道路緑化維持業務委託	16,115,000	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	当業務は、一般国道384号と県道4路線の植樹帯と市が管理している植樹帯を統一的に維持管理し、良好な道路環境を利用者並びに沿道住民に提供すること、観光振興や地域活性化を図るものである。五島市は、直営で「道路美化事業」を実施できる体制が整っていることから、諸経費等の軽減が可能であり、民間企業に発注するよりも安価で、かつ、四季を通して市道と一体的な維持管理を実施することができる五島市と委託契約を行うものとする。	第167条の2第1項 第2号
7	五島振興局	建設部 道路課	2023年 5月31日	4 線総離地改第7-3号 五島振興局建設部道路課積算技術業務委託	7,810,000	大村市池田2丁目131番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な（公財）長崎県建設技術研究センターを契約の相手として特定する。	第167条の2第1項 第2号
8	五島振興局	建設部 道路課	2023年 7月19日	5 五道維第11号 一般県道枕島線道路維持管理委託（除草工）	1,435,788	五島市三尾野1丁目7-1 公益社団法人 五島市シルバー人材センター 理事長 谷川 與喜男	・過年度発注した除草工事において、入札の不調が続き、現在も受注状況の改善が見込めない状況である。 ・一方、県では、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び同法律第41条2項に規定する、「シルバー人材センターの積極的な活用について（お願い）」により高齢者の雇用の安定を推進している。 ・当該箇所は、交通量が少なく、高齢者が作業しても安全であり、二次離島内で人材を確保出来ることから、五島市シルバー人材センターへ業務委託するものである。当センターを活用することで、維持管理コストを抑えられるとともに、住民自ら作業を行うことで道路愛護の精神が醸成される。 ・以上により令第167条の2第1項第3号の福祉関係施設等との随意契約とし、二次離島には五島市シルバー人材センター以外の福祉関係施設等がないため五島市シルバー人材センターを契約の相手として特定する。	第167条の2第1項 第3号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2023年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2023年11月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	五島振興局	建設部 道路課	2023年 7月19日	5 五道維第3 3 号 一般県道奈留島線道路維持管理委託 (除草工)	2,400,449	五島市三尾野 1 丁目 7 - 1 公益社団法人 五島市シルバ ー人材センター 理事長 谷川 與喜男	・過年度発注した除草工事において、入札の不調が続 き、現在も受注状況の改善が見込めない状況である。 ・一方、県では、「高齢者等の雇用の安定等に関する 法律」及び同法律第41条 2 項に規定する、「シルバ ー人材センターの積極的な活用について (お願い) 」 により高齢者の雇用の安定を推進している。 ・当該箇所は、交通量が少なく、高齢者が作業しても 安全であり、二次離島内で人材を確保出来ることから 、五島市シルバー人材センターへ業務委託するもので ある。当センターを活用することで、維持管理コスト を抑えられるとともに、住民自ら作業を行うことで道 路愛護の精神が醸成される。 ・以上により令第167条の2第1項第3号の福祉関 係施設等との随意契約とし、二次離島には五島市シル バー人材センター以外の福祉関係施設等がないため 五島市シルバー人材センターを契約の相手として特定 する。	第167条の2第1項 第3号
10	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2023年 9月1日	福江空港化学消防車継続検査業務	3,138,550	五島市吉久木町 1 4 4 6 - 1 旭自動車 有限会社 代表取締役 田坂 幸雄	空港の消防カテゴリ (消火能力) は就航する航空機 の大きさで決められており、福江空港の運用時間内 (8:00 ~ 19:30) は、大型化学消防車 2 台を必 ず配置し出勤可能な状態を保たなければならない。そ のため、福江空港における車両の点検整備及び継続検 査は空港運用時間外 (19:30 ~ 8:00) に実施 する必要がある。 また、大型特殊車両であることから大型ジャッキ等の 設備を有している必要がある。以上の要件を満たす業 者は、島内に旭自動車(有)しかないため。	第167条の2第1項 第2号
11	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2023年 6月20日	5農整第104号 富江・日の出地区換地計画等事務委託	776,600	五島市福江町13番7号 富江土地改良区 理事長 出口 光秀	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の 委託に関する要綱」第3条の換地業務の可能な委託先 の内、土地改良法第52条他により、土地改良区があ る場合においては換地が実施できる最適な機関である ため。	第167条の2第1項 第2号
12	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2023年 6月22日	5農整第103号 久賀地区換地計画等事務委託	13,481,600	五島市福江町 1 - 1 五島市 市長 野口 市太郎	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の 委託に関する要綱」第3条の換地業務の可能な委託先 の内、当地区は土地改良区がないため土地改良区以外 で換地が実施できる最適な機関であるため。	第167条の2第1項 第2号
13	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2023年 7月3日	5農整第105号 寺脇地区換地計画等事務委託	7,452,900	長崎県五島市福江町13-7 寺脇土地改良区 理事長 平田 光昭	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の 委託に関する要綱」第3条の換地業務の可能な委託先 の内、土地改良法第52条他により、土地改良区があ る場合においては換地が実施できる最適な機関である ため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2023年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2023年11月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2023年 7月14日	5農整第106号 久賀地区補助監督業務委託	1,441,000	長崎県長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 古川隆三郎	本業務は、久賀地区暗渠排水工事及び完了整備工事において、補助監督業務を行うものである。 本業務に当たって、県が積算に使用する「積算システム」と同じシステムを使用できる唯一の団体であり、また九州農政局管内の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」において発注者支援機関として認定され、公平性、中立性、守秘義務及び農業農村整備の特性に精通している等の条件が担保されている団体は長崎県土地改良事業団体連合会のみであるため。	第167条の2第1項 第2号
15	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2023年 7月20日	4繰農整第118号 寺脇地区積算参考資料作成業務委託	1,342,000	長崎県大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 古川 隆三郎	本業務は、寺脇地区水路工事において、工事発注が可能な工事数量の集計表及び積算参考資料の作成等を行うものである。 本業務に当たって、県が積算に使用する「積算システム」と同じシステムを使用できる唯一の団体であり、また九州農政局管内の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」において発注者支援機関として認定され、公平性、中立性、守秘義務及び農業農村整備の特性に精通している等の条件が担保されている団体は長崎県土地改良事業団体連合会のみであるため。	第167条の2第1項 第2号
16	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2023年 9月15日	5農整第108号 富江・日の出地区区画整理実施設計業務委託	7,040,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 古川 隆三郎	本業務は、ほ場の区割り、道路・排水路の配置計画、最適なほ場計画標高の設定、土量運土計画に基づく施工平面図の作成、道路・排水路の縦横断面計画及び縦横断面図作成、工事発注が可能な工区ごとの土量計算、工事数量の集計表及び積算参考資料の作成等を行うものである。 本業務にあたって、九州農政局管内の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」において発注者支援機関として認定され、公平性、中立性、守秘義務及び農業農村整備の特性に精通している等の条件が担保されている団体は長崎県土地改良事業団体連合会のみであるため。	第167条の2第1項 第2号
17	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	2023年 4月1日	漁港環境及び海岸環境整備施設管理業務委託	1,368,750	南松浦郡新上五島町青方郷1 585-1 新上五島町 町長 石田 信明	新上五島町は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」等に基づき、岸壁や護岸、野積場等の漁港施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「奈摩漁港、上五島漁港、鯛ノ浦漁港、奈良尾漁港の漁港環境整備施設及び海岸環境整備施設」はこれらの漁港施設に隣接しており、管理を新上五島町が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、新上五島町に相応の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。以上の理由により、新上五島町と随意契約を行うものである	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2023年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2023年11月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	2023年 4月1日	公園・緑地・海岸飛沫防止帯等維持管理業務委託	2,383,596	南松浦郡新上五島町青方郷1 585-1 新上五島町 町長 石田 信明	新上五島町は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」等に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「若松港若松みなと公園、青方港藻繰公園及び有川港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地等の管理を新上五島町が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、新上五島町に相応の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。以上の理由により、新上五島町と随意契約を行うものである	第167条の2第1項 第2号
19	五島振興局	上五島支所 建設課 河港班	2023年 4月28日	新港川(イ)外通常砂防工事(積算技術業務委託)	4,125,000	大村市池田二丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	本業務は、工事の適切な発注を確保するために必要な、設計図書及び積算関係資料を作成するものであり、受注者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、県の積算システムを使用できる唯一の者である公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
20	五島振興局	上五島支所 建設課 河港班	2023年 4月28日	青方ダムメンテナンス工事(積算技術業務委託)	2,200,000	大村市池田二丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	本業務は、工事の適切な発注を確保するために必要な、設計図書及び積算関係資料を作成するものであり、受注者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、県の積算システムを使用できる唯一の者である公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
21	五島振興局	上五島支所 建設課 河港班	2023年 6月29日	上五島支所建設部管内監督補助業務委託(奈良尾漁港外)	7,590,000	大村市池田二丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 藤田 雅雄	当業務は、工事の施行状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合には、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務であるため、工事の施行や管理に関する高い技術力が求められる。公益財団法人長崎県建設技術研究センターは、良質な社会資本整備に関する発注者支援等を目的に設立された公益財団法人であり、監督補助業務の経験が豊富で、現場での問題等に対し技術的考察や提案等を的確に行うための専門的なノウハウを有している。また、離島においては民間コンサルタントの数が極めて少なく、施工管理等の実績も無いため、競争性や技術力の観点から民間への発注は不可能である。このため、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。